令和７年度ワンコインサービス事業運営業務委託の概要

１　背景

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施にあたり、市民をはじめとする多様な主体が意欲や能力を最大限に発揮し、地域での健康づくり活動や支え合い活動等が創出されるような支援を推進することが求められている。

２　主な目的

本業務は、ワンコインサービス事業の運営をはじめ、多様な主体が有する意欲や能力を活かした支え合いの仕組みづくりを推進することにより、高齢者をはじめとした市民の誰もが、安心して自分らしい自立した暮らしを続けられるよう、「おたがいさま」の活動の推進を通して、双方の交流と、市民の健康の維持・増進に資することを目的とする。

３　事業者選定方法

本事業の委託にあたっては、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定し、事業の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

本事業は、地域に密着して活動する者が本事業の公共的使命を十分に理解した上で、民間事業者としての効率性、柔軟性等を活かしつつ、事業運営を行うことや、事業に参加する市民の状況を正しく把握し、支え合い活動のマッチングを行うことや参加者の支え合いへの意欲や能力を引き出すことができる事業者に委託する必要がある。